

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備の費用に充てるため、さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(追加〔平成14年条例14号〕)

(支出の制限)

第6条 基金に属する現金は、第1条に規定する目的のほか、使用することができない。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市一般廃棄物処理施設建設基金条例(昭和61年浦和市条例第7号)又は大宮市基金の設置・管理および処分に関する条例(昭和39年大宮市条例第7号。第1条第3号に掲げる基金に限る。)の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則(平成14年3月27日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。